**平成２８年（フ）第３４３号**
相模原市中央区清新８丁目６番６号　スカイコートイイハシ402
債務者　光永　浩隆
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第３６２号**
相模原市中央区富士見５丁目１番17号　ＫＳビル303号
債務者　ハジ　パパイ　アテナこと　ＨＡＪ　ＢＡＢＡＥＩ　ＡＴＥＮＡ
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第３６３号**
相模原市緑区相原６丁目21番12号　エスポワール相原205号
債務者　越智　哲也
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第１２７号**
長野県上水内郡信濃町大字富濃250番地14　Ｂ棟204号
債務者　小林　梨絵
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第７７７号**
さいたま市岩槻区府内１丁目４番26号　エビスＦＵＮＡＩ103、旧住所埼玉県川口市大字木曽呂725番地の17
債務者　武井　秀雄
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１００８号**
さいたま市浦和区東岸町１番３―505号
債務者　若林　美保
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０９６号**
埼玉県和光市諏訪原団地１番10号504、旧住所埼玉県和光市白子２丁目17番61―503号　ルクソールヒル和光
債務者　牛腸　秀樹
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１６８号**
さいたま市南区内谷６丁目２番11号　ファームハイツＢ202
債務者　柳　　恵子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２６４号**
さいたま市南区別所３丁目33番19号　サザンクロス205、旧住所さいたま市南区鹿手袋５丁目１番18―205号
債務者　荻野　トシ
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４３５号**
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区16棟501号
債務者　菅原　一夫
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４９０号**
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地４―11―204
債務者　上野　鈴乃（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２５８号**
愛知県豊田市中田町日進95番地１　柴田荘５号
債務者　藤村　昌巳
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３８３号**
大阪府泉佐野市南中安松1692番地の５
債務者　紺谷真之介
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第３８４号**
大阪府阪南市石田600番地の６―12棟409号、前住所大阪府泉佐野市葵町３丁目９番26―101号
債務者　藤木　美貴
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第３９５号**
大阪府岸和田市荒木町１丁目20番20号
債務者　竹内　民子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第３９７号**
大阪府泉大津市森町２丁目４番35号
債務者　高城　明子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第４０６号**
大阪府和泉市幸２丁目４番31―103号
債務者　逵　　桂一
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係